

児童虐待未然防止等のための警察との連携強化について

1 経緯及び概要

児童虐待に関する相談件数は、近年増加傾向にあり、警察の関与が必要な重大事件に急展開するなど状況が深刻化・複雑化してきている。

区は、これまで児童福祉法に基づき、設置の要保護児童対策地域協議会の構成員として目黒警察署及び碑文谷警察署（以下「警察署」という。）との相互の連携を図るとともに、児童虐待未然防止と要保護児童早期発見を目的として、平成30年10月に区内各警察署と協定を締結し、同協定に基づき、本人外収集及び外部提供を通じて相互の情報共有に努め、児童虐待の未然防止に向けた対応を行ってきた。

一方、国においては、児童虐待防止対策の更なる強化を図るため、令和元年6月に児童虐待の防止等に関する法律等の改正法を制定し、虐待の早期発見を行うための機関として都道府県警の役割が明記された。また、国の「市町村子ども家庭指針」には、警察への情報提供の事案や連携強化が示されているところである。

こうした動きの中、今回、警視庁から児童虐待の未然防止等の更なる推進を目指して、警視庁生活安全部少年育成課（以下「警視庁」という。）との間のデータ送受信を可能とするための協定締結要請があった。

そこで、区においても総合的な子ども子育て支援体制の構築を目指すとともに、子どもが安心して健やかに育つ環境整備を図る観点から、協定を締結することとする。なお、協定で定める事項を適切に推進し、連携を強化する観点から、目黒警察署及び碑文谷警察署と区の間で覚書を締結する。

2 協定及び覚書の概要

別紙1、別紙2及び資料のとおり

3 今後の予定

令和5年8月 協定及び覚書締結

以 上

(案)

児童虐待対応の連携強化に関する協定書

児童虐待対応においては、関係機関が緊密に連携して情報を共有し、早期発見、早期対応していくことが必要であることから、児童の安全確保を目的に目黒区と警視庁生活安全部少年育成課は、下記のとおり児童虐待対応の連携強化に関する協定を締結する。

記**1 情報共有****(1) 情報提供**

別紙「細部事項1 情報提供」に基づき実施する。

(2) 通告時の判断に資する警察署からの照会

子ども家庭支援センターは、目黒区内の警察署から事案の提供と併せ取扱歴の照会があった場合、目黒区長と目黒区内各警察署長が締結する「児童虐待対応の連携強化に関する覚書」で定める事項により回答することとし、また、区外の警察署から事案の提供と併せ取扱歴の照会があった場合にも可能な限り同様に対応する。

(3) 確実な記録と保秘の徹底

共有した情報については確実に相互のシステムに記録し、今後の児童虐待対応に活用するとともに、保秘の徹底に努める。

2 「虐待予防・早期発見に視点を置いた支援」に向けた警察情報の活用

別紙「細部事項2 「虐待予防・早期発見に視点を置いた支援」に向けた警察情報の活用」に基づき実施する。

3 要保護児童対策地域協議会における連携の促進

目黒区と警視庁生活安全部少年育成課は、同区が事務局となる要保護児童対策地域協議会において、情報交換、意見交換が積極的に行われるよう必要な働きかけを行う。

4 普及啓発活動の推進

目黒区と警視庁生活安全部少年育成課は、連携して、児童虐待防止に関して広く区民の理解・協力が得られるよう、キャンペーンを開催する等普及啓発活動を推進する。

5 研修等における相互協力の推進

目黒区と警視庁生活安全部少年育成課は、更なる協力関係の構築を図るため研修や各種会議等の開催を推進する。

以上を確認し、本書面2通を作成し、それぞれ署名押印の上保管する。

なお、内容について申し出があった場合は、その都度協議するものとする。

この協定の内容は、令和〇年〇月〇日から実施する。

令和〇年〇月〇日

目 黒 区 長

警視庁生活安全部少年育成課長

細部事項

1 情報提供

(1) 目黒区子ども家庭支援センター（以下、子ども家庭支援センターという。）から警察に提供する情報

ア 緊急の対応が必要な虐待情報		
提供対象	(ア) 児童の生命、身体に対して危害が加えられているおそれ又は切迫している事案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外傷等を伴うもの（例示列举） 頭部外傷（SBS含む）、骨折、内臓損傷、凶器使用、熱湯等による火傷、乳幼児に対する（特に夏期の）車両放置、身体拘束、監禁、異物又は薬物を飲ませる、本人の訴え、（外傷が認められる）医療機関からの通告、繰り返される暴力、不審な傷、あざ、治療拒否、脱水症状、栄養失調、衰弱、首絞め、心中自殺強要及び教唆、性暴力被害 ・ 安全確認に関するもの 保護者が児童の安全確認に強く抵抗しているものや通告時点で児童の安全確認を行うことができていないもの (イ) 子ども家庭支援センター所長が必要と認めた事案	
提供内容	以下のうち、子ども家庭支援センターが把握している事項 虐待種別／児童氏名・生年月日／主たる虐待者／住所・連絡先／家族状況／相談内容／その他参考事項	
提供方法	即報	110番通報又は警察署へ来署・電話相談
	データ	速やかに、子ども家庭支援センターから警視庁生活安全部少年育成課へデータ提供
提供頻度	即報	即時
	データ	随時
提供後の処理	警視庁生活安全部少年育成課はシステムに登録する	

イ 危険性が高くなる可能性のある虐待情報	
提供対象	(ア) 身体的虐待、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案 ただし、警察による通告事案（児童相談所からの送致事案）を除く (イ) 子ども家庭支援センター所長が必要と認めた事案 (ウ) 児童相談所が児童虐待に起因した一時保護又は施設入所・里親委託等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し家庭復帰したものについて子ども家庭支援センターが把握しているもの
提供内容	以下のうち、子ども家庭支援センターが把握している事項 虐待種別／児童氏名・生年月日／警察関与の有無（上記(イ)に限る）／主たる虐待者／住所・連絡先／家族状況／相談内容／その他参考事項（一時保護回数・措置回数等の把握情報を含む）
提供方法	子ども家庭支援センターから警視庁生活安全部少年育成課へデータ提供
提供頻度	月に1回（1か月分の対象情報を翌月に提供）
提供後の処理	<ul style="list-style-type: none"> 警視庁生活安全部少年育成課はシステムに登録後、当該児童の住居地を管轄する警察署に情報を提供する 情報提供受理後、警察署において当該児童を取扱った場合、その都度、子ども家庭支援センターへ取扱状況等を連絡する。また、調査のため子ども家庭支援センターから問合せがあった場合には必要な範囲で情報提供を行う
ウ 児童の安全確認ができない虐待情報	
提供対象	(ア) 子ども家庭支援センターが通告を受理した後、調査結果等諸般の情報から早急に警察への協力を要請する判断には至らないものの、児童と面会ができず、48時間以内に児童の安全確認ができない事案 ただし、以下の事項は除く <ul style="list-style-type: none"> 他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合 災害時など子ども家庭支援センターが48時間以内に児童の安全確認が行えないやむを得ない理由がある場合 (イ) 子ども家庭支援センター所長が今後の連携のために提供が必要と認めた事案
提供内容	以下のうち、子ども家庭支援センターが把握している事項 虐待種別／児童氏名・生年月日／主たる虐待者／住所・連絡先／家族状況／相談内容／その他参考事項
提供方法	子ども家庭支援センターから警視庁生活安全部少年育成課へデータ提供
提供頻度	随時
提供後の処理	警視庁生活安全部少年育成課はシステムに登録するとともに、今後、子ども家庭支援センターから協力を要請されることがある旨を当該児童の住居地を管轄する警察署に通知する
その他	情報提供後に各種取扱いを通じて当該児童の安全が確認された場合は、相互に結果連絡を行う

エ ケース移管に係る虐待情報	
提供対象	(ア) 目黒区以外の自治体からケース移管された事案 (イ) 目黒区以外の自治体へケース移管した事案
提供内容	以下のうち、子ども家庭支援センターが把握している事項 虐待種別／児童氏名・生年月日／警察関与の有無／主たる虐待者／転出先及び転入先 (予定含む)／保護者連絡先／家族状況／他の自治体で把握した情報／その他参考事項
提供方法	子ども家庭支援センターから警視庁生活安全部少年育成課へデータ提供
提供頻度	随時
提供後の処理	<ul style="list-style-type: none"> 警視庁生活安全部少年育成課はシステムに登録後、 上記(ア)については、当該児童の転入先の住居地を管轄する警視庁管内の警察署 上記(イ)については、当該児童の転出先の住居地を管轄する警視庁管内の警察署又は他道府県警察本部 に情報を提供する 情報提供受領後、警視庁管内の警察署において当該児童を取扱った場合、その都度、子ども家庭支援センターへ取扱状況等を連絡する。また、調査のため子ども家庭支援センターから問合せがあった場合には必要な範囲で情報提供を行う

(2) 警察から子ども家庭支援センターに提供する情報

警察が取扱った虐待情報	
提供対象	児童虐待の疑いがあるとして調査した事案
提供内容	児童氏名・生年月日／住所／取扱状況／その他参考事項
提供方法	ア 管轄警察署から子ども家庭支援センターへ取扱歴を照会する機会に提供 イ 警視庁生活安全部少年育成課が集約した上記アの情報を子ども家庭支援センターにデータにより提供
提供頻度	上記ア 随時
	上記イ 月に1回
提供後の処理	子ども家庭支援センターはシステムに登録する

2 「虐待予防・早期発見に視点を置いた支援」に向けた警察情報の活用

子ども家庭支援センターから警察への確認	
目 的	「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）における「虐待予防・早期発見に視点を置いた支援」に基づき、子ども家庭支援センターが対応する事案について警察情報を活用し、児童虐待の予防・早期発見に資することを目的とする
確 認 事 項	児童及び保護者の住所・氏名・生年月日・性別
確 認 方 法	子ども家庭支援センターから警視庁生活安全部少年育成課へデータにより照会する
確 認 頻 度	月に1回（1か月分の対象情報を翌月に照会）
確認後の処理	警視庁生活安全部少年育成課は子ども家庭支援センターから照会された内容について警察が保有する関連情報を確認し、これに基づき判断した結果を回答する

(案)

児童虐待対応の連携強化に関する覚書

目黒区と警視庁目黒警察署、警視庁碑文谷警察署（以下、区内各警察署という。）は、下記のとおり児童虐待対応の連携強化に関する覚書を取り交わす。

記

1 情報共有

児童虐待事案（児童虐待の疑いのある事案含む。以下同じ。）に的確な対応を図るため、目黒区長と警視庁生活安全部少年育成課長が締結する「児童虐待対応の連携強化に関する協定書」（以下、協定書という。）で定める事項について適切に推進するほか、平素の連携等を通じ、必要に応じて相互に保有する情報を共有し、要保護児童の安全確保に努める。

(1) 目黒区子ども家庭支援センター（以下、子ども家庭支援センターという。）から区内各警察署への情報提供協定書に定める内容に基づき実施する。

(2) 区内各警察署から子ども家庭支援センターへの情報提供

ア 区内各警察署は、児童虐待事案を取扱った場合、子ども家庭支援センターに対して当該児童に係る過去の取扱状況等について照会を実施し、それにより得られた情報を勘案した上で、当該児童に係る児童相談所への通告要否を判断する。

イ 区内各警察署が子ども家庭支援センターに対して行う照会は、児童の氏名、生年月日、住所、取扱状況等を伝え、これを情報提供として取扱う。

ウ 子ども家庭支援センターは、区内各警察署からの照会に対し記録等を確認し、適切に回答する。

(3) 情報の照会・回答先及び情報の管理

情報の照会及び回答を行う連絡先は、あらかじめ決められた子ども家庭支援センター及び区内各警察署の電話番号とし、相手先の担当者及び照会に係る情報のほか、相互に共有した情報については確実にシステム等に記録し、今後の児童虐待対応に活用するとともに保秘の徹底等適切な管理に努める。

(4) その他

ア 子ども家庭支援センターは、区内各警察署に児童虐待事案及びその予防や早期発見に係る対応について、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議への参加を積極的に要請し、区内各警察署が応じることで相互の情報共有を図る。

イ 上記のほか、事案の緊急性・必要性に応じ、随時、相互の情報共有に努め、要保護児童の安全確保に努める。

2 児童の安全確認時における連携

(1) 子ども家庭支援センターが、児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認を行った結果、保護者が児童と会わせることを拒むなど、安全確認ができない場合は、児童の住居地を管轄する区内の警察署に相談し、警察署と子ども家庭支援センターが連携して児童の安全確認のため必要な対応を行う。

(2) 子ども家庭支援センターが、上記安全確認の結果、児童の居所が判明しない場合は、必要に応じ、児童の住居地を管轄する区内の警察署に相談し、警察署と子ども家庭支援センターが連携して児童の安全確認のため必要な対応を行う。

(3) 子ども家庭支援センターと区内各警察署は、児童の安全確認に関する事項について、相互に連絡を行う。

(4) 子ども家庭支援センターと区内各警察署は、通告（報）者保護の観点に配慮し、保秘の徹底に努める。

3 平素からの連携

子ども家庭支援センターと区内各警察署は、協定書に定める内容に限らず、あらゆる機会を通じて相互理解を深め、緊密な連絡体制の構築に努める。

4 覚書内容の見直し

この覚書に関する事項は、子ども家庭支援センターまたは区内各警察署の要請により、適宜見直しを実施する。

以上を確認し、本書面3通を作成し、それぞれ署名押印の上保管する。

なお、この覚書の内容は令和〇年〇月〇日から実施し、同日をもって平成30年10月23日付「児童虐待の未然防止と要保護児童の早期発見に向けた情報共有等に関する協定書」は廃止とする。

令和〇年〇月〇日

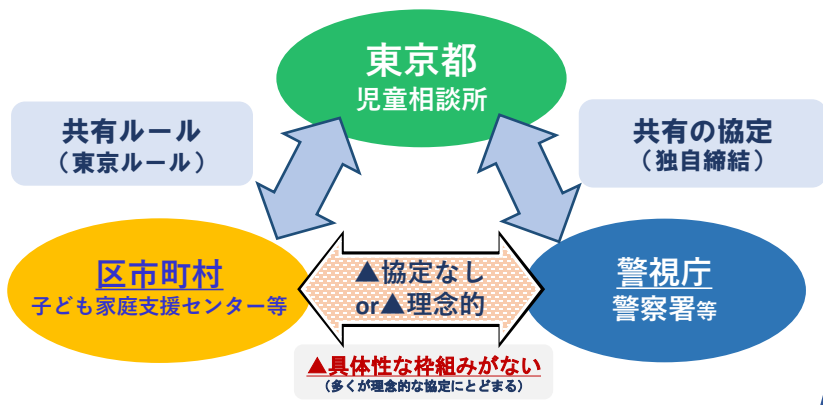
目黒区長

警視庁目黒警察署長

警視庁碑文谷警察署長

児童虐待対応における区市町村(子ども家庭支援センター等)との連携強化

現状 (▲ 区市町村⇄警察)



連携強化により期待される効果

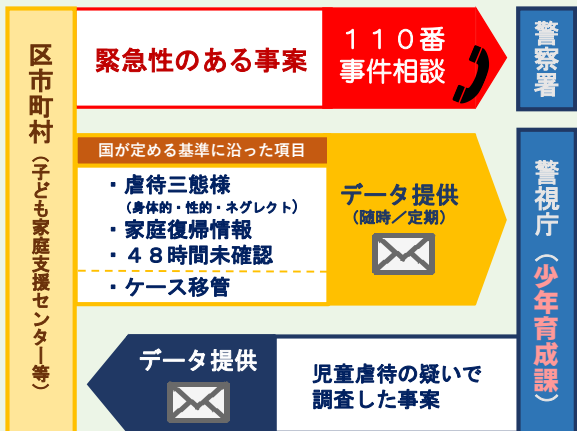
- ① 情報共有対象や方法を具体化 → 国が求める情報共有体制の構築
- ② 区市町村における警察情報の活用 → 予防や早期発見、重篤化の防止
- ③ いわゆる要対協や研修会等の促進 → 現場対応における連携等の強化



新たな協定・覚書の概要

1 情報の共有

(児童相談所と同水準での情報共有)



2 警察情報の活用

(区市町村の要望を受けて警察情報に基づき回答)



3 要保護児童対策地域協議会など連携の促進

4 普及啓発活動の推進

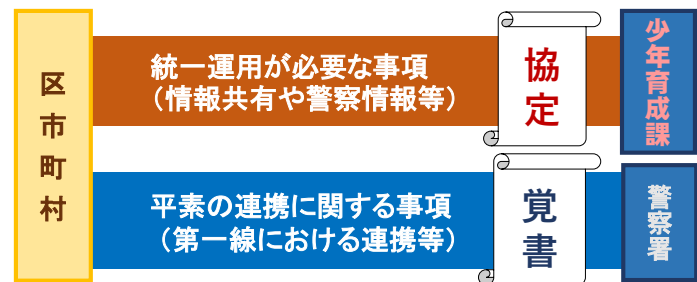
5 研修等における相互協力の推進



協定・覚書により明文化

【協定】区市町村と少年育成課 (本部主管課)

【覚書】区市町村と管轄警察署 (第一線現場)



→ 迅速かつ的確な児童虐待対応
児童の安全確保が一層強化

→ 要対協など連携が活性化
児童虐待の予防・早期発見